

2024(令和6)年6月10日開催 東京地方裁判所委員会報告

「在宅勤務におけるデジタルツールの活用について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 島田 耕一 (45 期)

令和6年6月10日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。今回のテーマは「在宅勤務におけるデジタルツールの活用について」です。

1 裁判所からの報告

最初に、野口宣大民事第36部部総括判事から、裁判所における現状についての説明がありました。

まず、現在の民事部における裁判官の勤務実態としては、毎日登庁しているものの、非開廷日のいずれか1日を在宅勤務とすることは可能とのことであり、コロナ禍以後、テレワーク等の活用がより重要になってきている旨の説明がありました。

また、仕事と家庭生活の両立の必要性やワークライフバランスについての意識の高まり等により、在宅勤務の活用に対するニーズが高まって来たところに、民事裁判手続において、ウェブ会議の利用、Teamsの投稿機能を利用した訴訟代理人との期日の結果の共有といったデジタル化の進展があったことも重なり、在宅勤務においてデジタルツールを活用するニーズが増加しているとのことでした。

そこで、裁判所では、令和5年10月にM (Microsoft) 365を導入し、これにより裁判官の私物のスマホやパソコンからもOutlookの予定表やTeamsの期日情報にアクセスができるようになり、自宅に居ながら、文書参照・編集もできるようになっただけでなく、裁判官相互や裁判所職員との間での打合せも可能になったとのことでした。

今後の展望と課題としては、テレワーク運用上の課題として、勤務管理、長時間労働対策、健康管理、職員相互のコミュニケーション、人材育成等が挙げられ、また、これに加えて、デジタルツールの活用・工夫例、活用スキルの向上等についても委員の意見を伺いたい、とのことでした。

2 質疑応答・意見交換

自宅や私物の端末からのアクセスが可能になったことでセキュリティ上の問題は無いかとの質問に対して

は、詳細は答えられないものの、私物の利用は裁判官だけに限られ、厳格な対応がなされており心配はないとのことでした。また、M365導入の効果・負担についての質問には、期日簿も端末で見られるようになり、部の全員の予定も共有できて便利になったが、メールが気になり週末もアクセスすることもあるとのことでした。刑事部での運用についての質問には、法廷での手続きが多いので、民事部ほどにはデジタル化は進んでいないとの回答でした。

その後の意見交換では、委員から以下のような意見・感想・提案が出ました。まず、ウェブ会議の利用により期日が入りやすくなった反面、裁判官や相手方代理人に直接会えず情熱が伝わりにくいとの感想には、裁判官からも、その点は否めないが、どうしてもというときには本人に裁判所に来てもらうなど工夫もしているとのことでした。ウェブ会議の利用により在宅勤務も増えたが、勤怠管理が難しくなり、また発言のハードルを高く感じる人もいるようなので、ハイブリッド方式なども使い分けるようにしている、との話も出ました。また、テレワークでは成果が捉えにくいとの発言もありましたが、テレワークの導入により、事務所経費を減らせるだけでなく、客先への直行直帰も可能となるとの報告もありました。提案としては、M365をコミュニケーションツールとして使うだけでなく、Q&A等ポータルの情報を充実させるべきとの意見があり、大学でも申請書類などはポータルに上がっているとの報告もありました。また、デジタルツールで録画することにより、AIを利用して自動で翻訳や議事録作成も可能となるので効率化が図れるとの意見も出ました。

3 次回令和6年10月23日のテーマは「採用広報と若手職員の育成について」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207